

令和8年4月13日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和8年4月13日（月）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 松岡 浩吉 | 2番  | 中川 浩志 | 3番  | 後藤 賢治 |
| 4番  | 冨永 安弘 | 5番  | 住吉 栄男 | 6番  | 杉田 年徳 |
| 7番  | 瀬井 悦老 | 8番  | 津留 孝二 | 9番  | 野尻 昭生 |
| 10番 | 芹口 民雄 | 11番 | 欠番    | 12番 | 篠田 晶子 |
| 13番 | 中川 和子 | 14番 |       |     |       |

4、欠席委員 14番 安藤 吉孝

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による許可申請に関する件

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

係長 今村 翔太

事務局 本日は、事務局長が病気休暇のため事務局が代理として進行致します。

令和8年度第1回高森町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員13名中12名が出席されております。

なお、14番（安藤 吉孝）委員から欠席届が提出されております

農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数以上の出席を得ておりますので、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、芹口会長御挨拶をよろしく申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。

令和8年度第1回ということで、新年度第1回目の総会となります。

皆様お忙しいとは思いますが、1年間よろしく申し上げます。

高森町も桜が終わってですね、今からが春の植え付けと段々忙しくなってくる時期だと思います。

皆さんも身体には気を付けられ、農業等仕事を頑張ってくださいと思っています。

今日は、よろしく願いいたします。

事務局 芹口会長、挨拶、ありがとうございました。

それでは、次第の3番、議事に移りたいと思います。

会議規則第4条の規定により、会長が議長となるとありますので、芹口会長に議事の進行をお願いいたします。

会長 では、ただ今より総会を始めます。

では、「議第1号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和8年4月13日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では、本年度第1回目ということで、番号を1番から戻したいと思います。では1番（松岡 浩吉）委員、それから2番（中川 浩志）委員をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

では、「報告第1号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和8年4月13日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。これは報告ですので、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

事務局 事務局から説明いたします。

4ページをお開きください。番号1、土地の所在地、登記地目、

現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり届出事由につきましては夫から妻への相続になります。

補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆になります。

つづきまして、番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり届出事由につきましては親から子への相続になります。

補足資料は、4ページの赤枠で囲ってある筆になります。

つづきまして、4ページから5ページをお開きください。番号3、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり届出事由につきましては親から子への相続になります。

補足資料は、5ページの赤枠で囲ってある筆になります。

事務局からの説明は以上です。

議長 何か御質問等はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 では、次の議題に移りたいと思います。

### 「議第2号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和8年4月13日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 番号1、御説明を8番（津留 孝二）委員さんをお願いいたします。

8番委員 譲受人、譲渡人、土地の所在地は下記のとおり、売買による所有権移転となります。

補足資料は、7ページから10ページです。

よろしくお願ひします。

事務局 事務局から補足いたします。

申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。何か御質問等はありませんか。

何もなければ可決したいと思います。よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、1番については可決いたします。

では、2番については私の案件になりますので、議長を6番（杉

田 年徳) 委員にお願いしたいと思います。

委員よろしくお願ひします。

では退席致します。

事務局 2番の案件につきましては会長の案件になりますので、代理として副会長の6番(杉田 年徳) 委員にお願いしたいと思います。

議長 芹口会長の代理で議長を務めます。杉田です。

よろしくお願ひします。

番号2こちらは本来芹口会長の担当区域の案件ですが、芹口会長が利害関係人のため、4番(富永 安弘) 委員、説明をよろしくお願ひします。

4番委員 借受人、貸出人、土地の所在地は下記のとおり、親子間の使用貸借権設定(契約期間5年間 令和8年5月1日~令和13年4月30日)になります。

補足資料は、11ページから12ページになります。

よろしくお願ひします。

事務局 事務局から補足いたします。

申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 何か御質問等はございませんか。

なければ、可決したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、可決いたします。

それでは議長の座を降ります

議長 以上で、議事は終了いたします。

では、総会はこれで終わりたいと思います。

お疲れ様でした。